

加工食品の原料原産地表示について (R3.9.2)

加工食品の原料原産地表示に関わる食品表示基準の改正が平成 29 年 9 月に施行され、令和 4 年 3 月をもって経過措置期間が終了します。令和 4 年 4 月からは、国内で製造する全ての加工食品に対し、重量割合上位 1 位の原材料の原産地を表示することが必要となります。

外食は、食品表示基準の対象ではありませんが、自主的な表示を期待されています。また、外食事業者も、店舗での容器包装入り食品やネット通販などで消費者に販売する場合は、食品表示基準の対象となりますので、新たな原料原産地表示への対応を確実に実施していただくようお願いいたします。

表示に関する疑問等は、財団事務局又は JF メニュー表示相談センターにお問い合わせ願います。

【参考】

- 外食・中食における原料原産地情報提供ガイドライン・Q&A (外食・中食における原料原産地表示情報提供ガイドライン検討会)

<http://anan-zaidan.or.jp/news/guideline.pdf>

- 「外食・中食における原料原産地の情報提供」のパンフレット (一般社団法人 日本フードサービス協会)

<http://www.anan-zaidan.or.jp/publish/gensanti.pdf>

- 加工食品の原料原産地表示制度について (農林水産省)

https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/gengen_hyoji.html

- JF メニュー表示相談センター

<http://www.jfnet.or.jp/contents/soudan/>